

# 提言の実施状況

検討会議提言(H23.3.31)	「検察の再生に向けての取組」(H23.4.8)	実施状況
<b>検察官の使命・役割と検察官の倫理</b>		
検察官の使命・役割を示した基本規程の制定	外部の声を聞きつつ、多くの検察官が参加する幅広い議論・検討を経ることに特に留意し、6か月以内を目途に基本規程を制定	「検察の理念」の策定(H23.9.28)
<b>検察官の人事・教育</b>		
人材開発・育成・教育の在り方の改革	分野別専門委員会を3か月以内を目途に設置し、また、検察官に対する研修を拡充するなど、各種取組を推進	最高検に分野別専門委員会を設置(H23.7.8)
より適切な人事政策の推進	有能な人材の幅広い採用、女性の幹部への登用の促進、全国的な見地での人事配置の実施など、可能なものからできる限り速やかに実施	「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」の策定(H23.11)、金融等民間企業の勤務経験を有する者の採用等
長期的な構想による組織的・継続的取組	最高検に専門部署を設置するなど、改革策の実施状況の定期的な検証等が行える体制を直ちに整備	最高検に検察改革推進室を設置(H23.4.8) 組織運営に関する調査の実施
<b>検察の組織とチェック体制</b>		
特捜部の組織の在り方の見直し	特捜部の組織の在り方について、直ちにその見直しのための検討に取り掛かり、3か月以内を目途に結論	財政経済事件への対応強化のための組織体制・編成を整える方針を公表(H23.7.8)
検察における捜査・公判のチェック体制の構築	特捜部の独自捜査に対する「横からのチェック」体制を3か月以内を目途に構築 公判段階における組織的なチェック体制を3か月以内を目途に構築	総括審査検察官制度を創設するなどの通達の発出(H23.5) 通知の発出(特捜部関係につきH23.4.26、全般につきH23.7.8)
監察体制の構築	違法・不適正行為の監察を3か月以内を目途に実施	最高検に監察指導部を設置(H23.7.8)
外部から意見等を得る仕組みの構築	検察運営全般に関して外部の有識者から意見・助言を得られる仕組みを3か月以内を目途に構築	参与会運営要綱の策定(H23.7.8)
<b>検察における捜査・公判の在り方</b>		
検察の運用による取調べの可視化の拡大	特捜部における被疑者取調べの録音・録画の試行は、留意点に従った試行が行われるようにするための措置を1か月以内を目途に講じた上、1年後を目途に多角的な検証を実施 特別刑事部の独自捜査事件における被疑者取調べの録音・録画は、3か月以内を目途に試行を開始するよう努め、1年後を目途に多角的な検証を実施 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べの録音・録画も、3か月以内を目途に試行に着手し、1年後を目途に多角的な検証を実施 裁判員制度対象事件における被疑者取調べの録音・録画について、その範囲を試行的に拡大することとし、そのための措置を1か月以内を目途に講じた上、1年後を目途に多角的な検証を実施(別途)	試行指針の策定(H23.2.23) 通知の発出(H23.7.8) 通知の発出(H23.7.8, H23.9.20) 事務連絡の発出(H23.8.9) 取調べの録音・録画の試行対象を精神障害者等及び特捜部・特別刑事部以外の独自捜査事件に拡大(H24.11.1~) 前記試行対象について、公判請求が見込まれる身柄事件であって被疑者の取調べの録音・録画が必要な事件及び公判請求が見込まれる事件であって被害者・参考人の取調べの録音・録画が必要な事件に拡大(H26.10.1~) 取調べの録音・録画制度の創設等を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第54号)の成立を受け、実施対象事件の類型範囲等の整理(H29.4.1~) 取調べの録音・録画制度に関する規定が施行され、裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件について、その取調べの全過程の録音・録画を原則義務化(R1.6.1~)
新たな刑事司法制度の構築に向けた検討の開始	新たな刑事司法制度を構築していくため、直ちに、法制審議会に対し、所要の諮問を発する準備を開始	法制審議会に諮問され(H23.5.18)、「新時代の刑事司法制度特別部会」における調査審議を経て、法務大臣に答申(H26.9.18) 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立(H28.5.24)